

事例 6 : 大洲市 (愛媛県)
平成 30 年 7 月豪雨 (西日本豪雨)
発災日 : 2018 年 7 月 7 日

特徴

- 全国的に大きな被害となった平成 30 年 7 月豪雨 (2018 年 7 月) において、愛媛県では、大洲市、西予市、宇和島市、今治市、松山市、鬼北町、八幡浜市等で被害が発生した。この中でも、大洲市は、最も被災世帯数が多く、市内の 17 地区のほぼ全域で浸水被害や土砂災害が発生した。
- 愛媛県主導で災害ケースマネジメントに取り組んだ地域 (大洲市、八幡浜市、宇和島市、西予市) のひとつである。
- 大洲市では、地域支え合いセンター (以下「支え合いセンター」という。) を立ち上げ、その運営には愛媛県地域支え合いセンター (以下「県支え合いセンター」という。) のコーディネーターが関わった。



<市内の被災状況 (若宮・東大洲地区) >

被災状況等

市の人口	43,825 人 (20,061 世帯) (2018 年 6 月 30 日時点)
被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者 : 5 名 ・ 重傷者 : 2 名 ・ 住家被害 : 全壊 395 棟、大規模半壊 523 棟、半壊 1,141 棟、一部損壊 16 棟 (床上浸水 22 棟、床下浸水 789 棟) ・ 非住家被害 : 損壊 7 棟、浸水 1,064 棟 ・ 被害を受けた事業所 : 1,037 事業所
災害の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録的な豪雨によって、野村ダム上流域、鹿野川ダム上流域、肱川橋上流域などで記録的な降雨量を観測した。その結果、肱川本川の水位が上昇、広範囲にわたる浸水被害、土砂災害が発生した (浸水面積は約 1,372ha)。 ・ 道路、鉄道が通行止め・運休になったほか、電気、水道、電話などのライフラインも断絶するなど、大洲市内全域に影響した。 ・ 大洲市内では、特に、東大洲・菅田地区の被害が大きかったほか、市の肱川支所が被災し行政機能が停止した。

総論

災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要

<経緯・背景>

- 発災後（2018年7月）の早い段階から、愛媛県から愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）を通じて、大洲市に対して、災害ケースマネジメントに取り組む「支え合いセンター」の立ち上げに向けた動きがあるという情報が伝えられており、同年8月頭には、改めて愛媛県が大洲市に対して同センターの立ち上げ希望の有無を確認した上で、同年10月より同センターを設置することを決定した。
- 災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」という。）の活動が終わらない段階から、愛媛県内には、大洲市、八幡浜市、宇和島市、西予市の計4か所において支え合いセンターが設置され、その運営について、それぞれの市の社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が受託することとなった。大洲市においては、支え合いセンターが実施する災害ケースマネジメントの取組内容やそれに伴って必要となる人員等の具体的なイメージがない中、同センターの設置当初は、予算規模2,000万円程度、人員5人程度の想定で業務が始まった。

<取組概要>

- 支え合いセンターによる個別訪問や見守り・相談支援のほか、支援主体間の情報共有を図るための「大洲市地域支え合いセンター連携会議」（以下「連携会議」という。）、支援困難事例の情報共有や対応を協議するための「個別支援会議」の開催等を行った。

災害ケースマネジメントを実施したことによる効果

- 今回の平成30年7月豪雨は、災害規模が大きかったため、支え合いセンターによる災害ケースマネジメントを行わず、大洲市の平時の福祉支援のみだった場合には、被災者と丁寧な関わりを持つことが難しくなると考えられる。個別訪問を行い、被災者の個別の事情を把握することにより、初めて当該被災者は見守り活動や相談支援が必要な方と分かるケースも多い。
- 災害ケースマネジメントの支援対象者となった方に対して、支え合いセンターの職員が個別訪問を行うことにより、市が把握している情報や支援状況を現場で確認することができ、被災者生活再建支援金の支給手続の漏れの防止等につながった。
- 個別の相談支援を中心とした支え合いセンターの活動により、個々の被災者との関係性が築かれたことから、それが結果的に、応急仮設住宅内のコミュニティづくり等にもつながった。
- 災害時には、行政のマンパワーに限られる中で、被災者に対する大規模な広報活動も難しいことから、災害ケースマネジメントの実施を含め、様々な被災者支援に係る情報の伝達が課題となる。このため、支え合いセンターによる個別訪問は、このような行政の広報・周知活動の補完ツールとしての役割も果たした。

災害ケースマネジメントを実施してみてもとの反省点・改善点

- 発災当初（2018年7月）は、被災者台帳がなく、住家の被害認定調査・罹災証明書・応急修理の受付状況や、被災者の支援ニーズを把握するためのアンケート調査結果等について、各担当部署がそれぞれ別々のデータベースを作成していたため、これらのデータベースを一元的に集約し、関係者と共有することが難しかった。

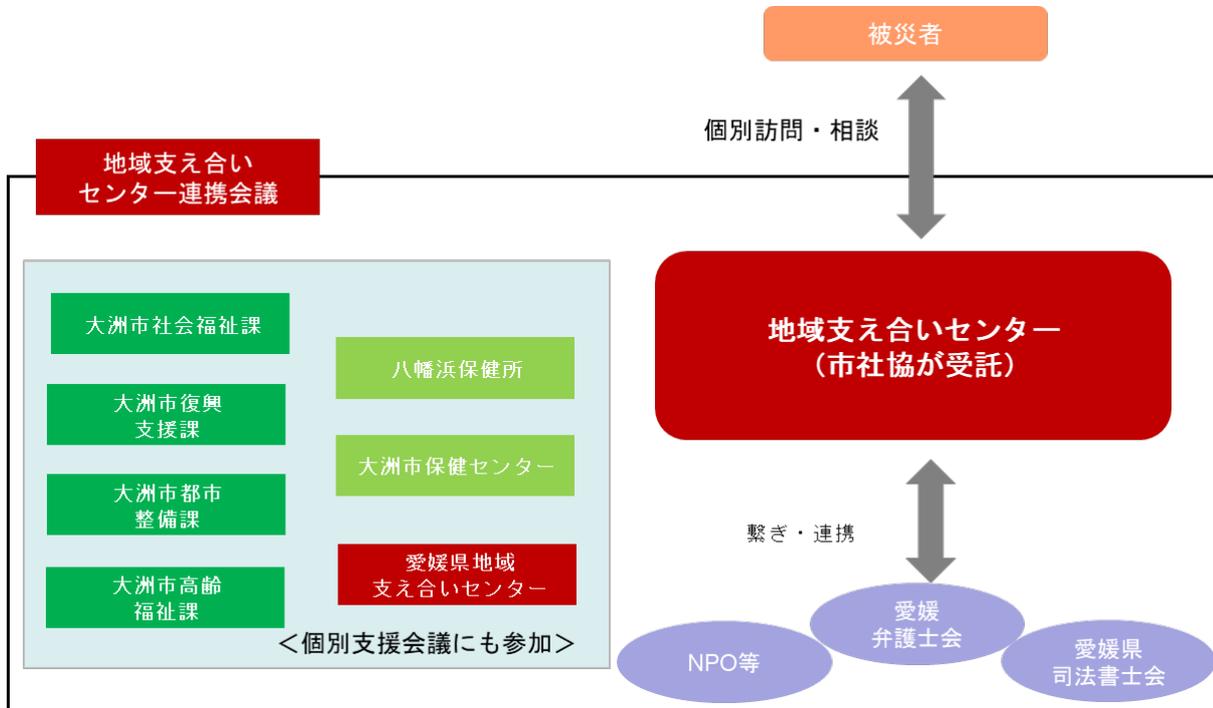
- 支え合いセンターの設置当初（2018年10月）、個別訪問に優先順位をつけていなかったため、大きな課題を抱える世帯の発見が遅れた。例えば、1年近く経って初めて訪問した世帯が、大きな課題を抱えていたというケースがあった。
- 上記の被災者台帳の集約手法や、個別訪問の実施体制については、システムをどう構築するか、マンパワーをどう確保するかが重要となってくるが、その対応は容易ではなく、課題となっている。
- 被災者・支え合いセンター・行政の3者間での関係構築、支え合いセンターと行政との役割分担がしっかりと良い。
- 大洲市には、中間支援組織がなく、専門性を有した被災者支援の必要性は分かっているが、担い手がいない状況である。
- 被災者の様々な困り事の情報をもとに拾い上げていくかを考えることと同時に、様々な被災者支援に係る情報について、行政がどのように発信していくかも課題である。

今後の展望

- 支え合いセンターによる個別訪問を開始した当初（2018年10月）は、その対象者は約2,500世帯であったが、2022年2月末現在では、34世帯となっている。
- 支え合いセンターの活動は、2022年3月をもって終了することとしており、今後は、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関（運営主体は市社協）等が、個別世帯の状況に応じて、支援を引き継ぐ予定。災害ケースマネジメントの実施関係者による情報共有や連携を図るための連携会議の枠組は引き続き残し、支え合いセンターの活動終了後も、関係者による情報共有等は行っていく予定。

各論

(1) 災害ケースマネジメントの実施体制



- 支え合いセンターを中心に、大洲市では、支え合いセンターの所管部署である「社会福祉課」のほか、「復興支援課」、「都市整備課」、「高齢福祉課」や「市保健センター」等が連携会議を行うことが、庁内の関係部署との連携を図るための一助となった。
- 連携会議には、「八幡浜保健所」、県社協が運営する「県支え合いセンター」等が参加するほか、「愛媛弁護士会」、「愛媛県司法書士会」、災害支援に関わる NPO 等も参加し、情報共有を行った。
- また、連携会議のうちその構成員を限定して開催する個別支援会議については、個別の支援困難事例を匿名化し共有することにより、複数の支援者による体制構築や課題解決を行う場として機能した。
- 支え合いセンターの活動期限が 2022 年 3 月末に設定されているが、その後引き続き支援が必要と判断された世帯については、個別世帯の状況に応じてそれぞれ整理を行い、平時の生活困窮者自立相談支援機関（市社協）や地域包括支援センター（市直営）等の担当への引継ぎを行っている。また、連携会議の枠組は引き続き残し、関係者による情報共有は行っていく予定である。

<支え合いセンターの人員体制>

- 支え合いセンターの立ち上げ当初（2018年10月）は、必要な人員も手探り状態であったが、個別訪問を重ねるにつれ、必要に応じて人員を増やしていった。2021年度以降は、住宅再建が進むにつれ、支援対象者が少なくなり、「生活支援相談員」の人員も減少させている。
- なお、個別訪問や相談支援等の被災者を直接支援する市社協職員を「生活支援相談員」とし、他団体とのコーディネートや管理的業務に携わる職員を「コーディネーター」、主にデータ入力等に従事する職員を「事務員」としている。

2018年度	生活支援相談員4名+コーディネーター1名
2019年度	生活支援相談員6名+コーディネーター1名
2020年度	生活支援相談員10名+コーディネーター1名+事務員1名
2021年度	生活支援相談員4名+コーディネーター1名

（2）災害ケースマネジメントの支援対象者・把握方法、支援の実施方法

<支援対象者・把握方法>

- 支え合いセンターによる個別訪問を開始した当初（2018年10月）は、罹災証明書の発行世帯をベースに、応急仮設住宅の一時利用者や床上浸水以上の被害を受け市の見舞金を受給した世帯など、約2,500世帯を災害ケースマネジメントの支援対象とした。その後、全ての支援対象者の居宅に赴き、日常生活に関する項目や住まいの再建の進捗状況を確認する個別訪問を行う中で、罹災証明書は発行されていなくても、見守り・相談支援等（定期的に訪問し、支援対象者の状況を確認するとともに、支援対象者が抱える課題を聞き取り、深刻な課題については個別支援会議で共有・検討した後、必要な支援につなぎ対応する取組等）の災害ケースマネジメントが必要な方は追加で支援対象とした（最終的な支援対象者は2,509世帯）（参考：大洲市の世帯数20,061世帯（2018年6月30日時点））。

<支援の実施方法>

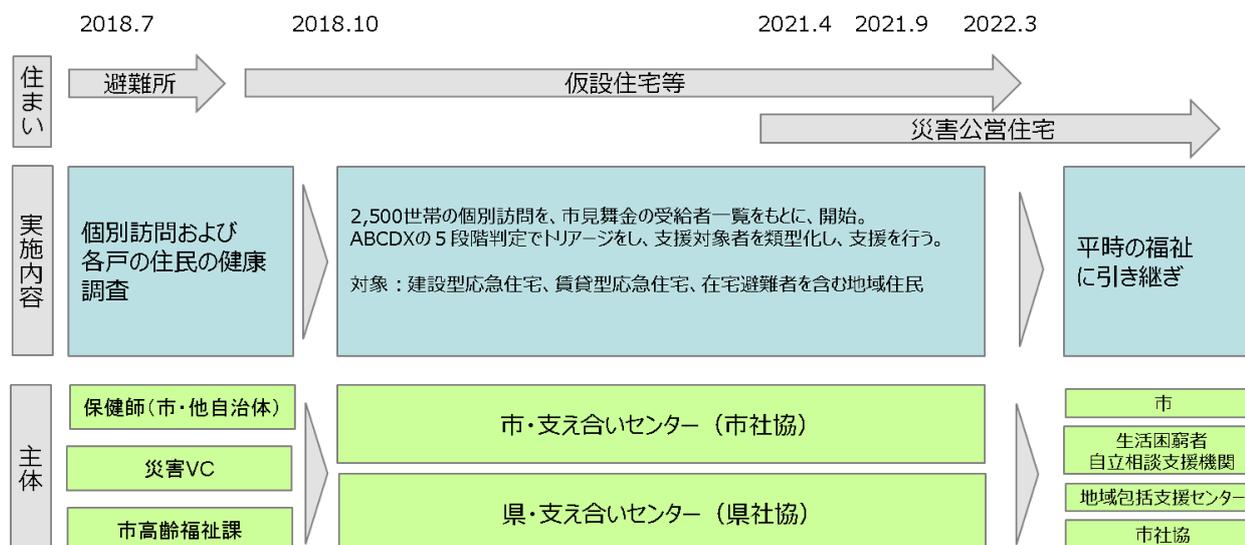
- 支え合いセンターが、災害ケースマネジメントの支援対象者に対して個別訪問を行い、住宅再建状況等に応じて、トリアージ基準（ABCDXの5段階判定。「（7）被災者台帳やアセスメントシート等の活用したツール」を参照。）に基づき類型化を行った上、課題が解消するまで継続的に相談支援等を実施した。
- A判定は支援終了、BCD判定はそれぞれの類型にあわせて次回訪問の頻度・間隔を定めている。訪問するたびにトリアージ基準の更新を行うこととしている。なお、X判定は訪問拒否や不在で状況把握ができていない世帯であるが、訪問を進める中で最終的にA～Dのいずれかに判定されている。

- 「住宅再建状況」と「健康・日常生活面」ごとに、トリアージ判定を行い、その2種で判定が異なる場合は、重い方の判定を優先している。例えば、A～Dの判定区分は以下のような形である。

A 判定	住宅再建状況としては、応急仮設住宅等を退去し、恒久的な住まいを確保済みのような、住宅再建が終了した世帯を指す。健康面や経済状況等に不安もなく、社会との交流も頻繁にある。訪問頻度は「必要に応じて訪問」を想定。何かあれば相談窓口につながるような情報提供等を行うが、基本的には、支援終了とする。
B 判定	住宅再建状況としては、住宅の建設、購入、修理の契約が完了、民間賃貸住宅や公営住宅の入居契約、申し込み済みの段階など、再建がほぼ完了に向かっていると見なすことができる世帯を指す。生活面では、社会とのつながりは一定程度あるが、健康面では体力低下等がみられ、就労収入にも不安定要素が残っている状況。訪問頻度は「半年に1回程度」を想定。
C 判定	住宅再建状況としては、建設や修理の場合の見積取得、中古住宅の物件探し、賃貸物件の内見といった、再建に向けた具体的な行動がある世帯を指す。また、健康面では、要介護が必要な状態であることや、社会とのつながりが、月1回外出する程度である。訪問頻度は、「2か月に1回」程度を想定。
D 判定	住宅再建状況としては、自力再建が何らかの理由で困難であると判断される世帯や、再建に向けての具体的な行動がない世帯を指す。健康面において、在宅での生活に困難が認められる場合や、経済状況において生活保護受給が相当の状況であると判断されるケース。訪問頻度は、「2週間に1回」程度を想定。

※支援対象者の中で、D判定となった方の中には、自宅の修理を諦めてしまい、公的支援制度の利用を拒否する方もいたが、生活支援相談員が訪問を重点的に行い、制度利用による自宅の修理につながった方もいた。

(3) 災害フェーズ・時系列ごとの取組内容



※上記の「実施内容」の支援の実施に当たって、活用した予算制度等

- ・ 災害救助法
- ・ 被災高齢者等把握事業
- ・ 被災者見守り・相談支援事業

<避難生活段階>

- 避難生活段階における被災者の見守り支援（健康状態の把握や避難所を出る見通しの確認）、安否確認、支援ニーズの掘り起こし（避難所からの転居支援等）等については、市の高齢福祉課、市保健師、ボランティアが行った。
- 災害VCについては、大洲市総合福祉センター内に設置。ボランティアは、延べ8,433人（1日当たり最大1,156人）が参加し、支援プロジェクトや県社協の協力を得ながら、ボランティアによる個別訪問を行い、災害VCで対応する支援ニーズの洗い出しを中心とした活動を行った。

※支援プロジェクト：

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の略称で、企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織。

<支え合いセンターの立ち上げとそれ以降の取組>

- 発災後（2018年7月）の早い段階から、愛媛県から県社協を通じて、大洲市に対し、災害ケースマネジメントに取り組む支え合いセンターを立ち上げる動きがあるという情報が伝えられており、同年8月頭には、改めて愛媛県が大洲市に対して同センターの立ち上げ希望の有無を確認した上で、同年10月より同センターを設置することを決定した。
- 災害VCの活動が終わらない段階から、愛媛県内には、大洲市、宇和島市、西予市、八幡浜市の計4か所において支え合いセンターが設置され、その運営について、それぞれの市社協が受託することとなった。大洲市においては、支え

合いセンターが実施する災害ケースマネジメントの取組内容やそれに伴って必要となる人員等の具体的なイメージがない中、同センターの設置当初は、予算規模 2,000 万円程度、人員 5 人程度の想定で業務が始まった。

- 災害ケースマネジメントの取組内容として、当初は、被災者の見守り活動や安否確認を中心に想定していたが、これらの活動を進めていく中で、住まいや生活に関する相談支援（生活支援相談員による課題の整理、対応、専門家へのつなぎ等）も必要となってきたことから、これらの支援についても追加的に取り組んできた。

<スタッフの募集>

- 支え合いセンター立ち上げ前の 2018 年 9 月中頃から、ハローワークや個人のネットワークを通じて、人員を新規募集した。
- 支え合いセンター立ち上げ当初（2018 年 10 月）は、生活支援相談員 4 名に加え、コーディネーター 1 名という体制で活動を開始した。

<スタッフに対する研修>

- 支え合いセンター立ち上げ当初（2018 年 10 月）は、県支え合いセンターが主催する形で、生活支援相談員への研修を定期的実施。別途、市独自でも複数回の研修を行った。
- 研修内容については、一般的な社協の新任スタッフへの研修（例：社会福祉協議会の事業概要、地域福祉・支え合いセンターの業務に関する説明等）を実施するほか、災害ケースマネジメントに関する研修として、生活再建支援制度講習会やヒアリング実践研修等も行った。また、並行して、支え合いセンターのスタッフチームで相談支援等を行っていく中で、OJT 形式で、相談支援等のノウハウを学ぶ形も採った。

（４）災害ケースマネジメントの実施に当たっての関係者での情報共有方法

<愛媛県地域支え合いセンター連絡会議（県域会議）>

- 県域の情報共有会議である「愛媛県地域支え合いセンター連絡会議」は、2018 年 9 月から実施している。愛媛県、県支え合いセンター、大洲市、宇和島市、八幡浜市、西予市及び各市の地域支え合いセンター等が参加して、各地域の情報共有を行っている。

<連携会議（市域会議）>

- 発災後 4 か月程度経過した 2018 年 11 月より、月 1 回のペースで支え合いセンターを中心として、災害ケースマネジメントの実施関係者による情報共有や連携を図るための連携会議を開催している。連携会議には、支え合いセンター、県支え合いセンターのほか、市の社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、危機管理課、復興支援課、都市整備課に加え、愛媛弁護士会、愛媛県司法書士会、八幡浜保健所、NPO 等が参加している。主に、支え合いセンターの活動進捗報告や支援制度の申請期間、災害公営住宅整備のスケジュール等について共有されるほか、フェーズが変わる節目での研修なども行った。

<個別支援会議（ケースカンファレンスの体制）>

- 連携会議の後に、個別支援会議として、市の生活保護担当、保健師、都市整備課等の少数の関係者が、個別の支援困難事例を匿名化し、住まいの再建・健康面等の情報を共有する会議を実施している。特に、既存の支援制度（例：住家の応急修理、被災者生活再建支援金等）の期限が迫っているが申請していない方の情報を共有し、どう対応するかを検討するほか、応急仮設住宅から退去する時期の見通し等を共有している。
- この会議では、地域包括支援センター（市直営）や、生活困窮者自立相談支援機関等の市社協が行う他の事業の担当者がそれぞれの支援を通じて気になる世帯を抽出して、会議の場に共有し、一緒に相談支援等を行う体制づくりを行っている。
- また、個別支援会議については、県支え合いセンターのコーディネーター、NPO 等からもアドバイスをもらいながら実施している。
- 加えて、上記のような会議に限らず、支え合いセンター単体でも気になることがあると、その都度情報共有等を行うための会議を開催することとしている。

（５）被災者台帳等の活用・共有の状況

<被災者台帳の作成>

- 発災当初（2018年7月）は、被災者台帳がなく、住家の被害認定調査・罹災証明書・住家の応急修理の受付状況、被災者の支援ニーズを把握するためのアンケート調査結果等について、各担当部署がそれぞれ別々のデータベースを作成していたため、これらのデータベースを一元的に集約し、関係者と共有することが難しかった。
- 結果的には、それぞれのデータベースを支え合いセンターへ提供し、そこで情報が集約されるという決して効率的ではない形で被災者台帳が作成されていった。

<アセスメントシートの活用>

- 個別訪問や相談支援等の活動で活用したアセスメントシートについては、東日本大震災の際に活用されたヒアリングシート台帳をベースとして、県社協、支援プロジェクト、NPO にも助言をもらいながら、独自に作成した。アセスメントシートの関係資料として、トリアージ基準、フェイスシート、支援経過記録、理由コード等がある（それぞれの関係資料については、「（７）被災者台帳やアセスメントシート等の活用したツール」を参照。）。

<個人情報の関係者間での共有、それに伴う本人同意の取得>

- 支援対象者本人から個人情報の取扱いに関する明確な同意を取れなかったため、個別支援会議の資料は個人情報を抜き、匿名化した形で関係者と共有していた。支援の過程で、他の支援主体につなぐ際は、その担当者に同行した上で、口頭で同意をとるという流れが多い。なお、市の見舞金等の申請書の裏面に、個人情報を必要な範囲において利用する可能性がある旨のただし書きがあるため、それを本人同意とみなす場合があった。

(6) 個別ケースの事例

特徴的な支援ケース① 建設型応急住宅（女性 80 歳）

- 平成 30 年 7 月豪雨により、要支援者となる 80 歳女性（以下「本人」という。）の自宅が半壊となったため、修繕するには費用が掛かりすぎることから解体することとし、本人は建設型応急住宅に入居し、本人と同居していた亡夫の連れ子（女性）（以下「義娘」という。）は、知人宅に引っ越した。
- その後、本人は災害公営住宅への入居を希望したものの、大洲市において、災害公営住宅へ入居するためには、保証人が原則 2 名、最低 1 名は必要となっていた。義娘は、定期的に本人を訪問し、災害公営住宅への申し込みや説明会への参加を行っていたものの、本人とは縁を切りたいので、「自分は保証人になるつもりはない」と支え合いセンターに相談があった。また、市内に住む本人の姉や隣の市に住む妹にも保証人を依頼したが、断られた。
- 支え合いセンターの職員は、本人に対して施設入居も勧めたが、強い拒否があった。民間保証サービスを利用しての一般の賃貸住宅では、年金収入に見合う物件は見つからなかった。
- このため、2021 年 7 月～9 月の連携会議で対応を協議し、市の都市整備課において、NPO 法人「ささえる」（愛媛県松山市）による身元保証サービスを利用できないか検討してもらった。課内で検討した結果、連帯保証人猶予願いに、親族全員に保証人を断られた旨を記入し、本人の出生から現在までの戸籍謄本と NPO 法人と交わした書類の写しを添付することで、災害公営住宅の入居を受け付けてもらえることになった。
- 後日、NPO 法人ささえるとの契約の場に義娘、支え合いセンター職員も同席し、無事に契約が交わされた。担当課にも必要書類が提出され、災害公営住宅に入居することができた。建設型応急住宅から災害公営住宅への引越は、カリタスジャパン（緊急災害や戦災からの復興、貧困の撲滅、人権、教育、保健衛生などの支援を行う国際 NGO）による引越し支援制度を利用して行った。

特徴的な支援ケース② 建設型応急住宅（男性 63 歳、女性 77 歳）

- 77 歳の女性（以下「女性」という。）と内縁関係にある 63 歳の男性（以下「男性」という。）の世帯で、女性は被災時に男性の住宅に同居していた。罹災証明書については、女性と男性のそれぞれの住宅から申請したものの、男性の住宅のみ大規模半壊という判定となった。これに伴い、男性は、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）及び義援金を受給している。
- 一方で、女性の住宅は被災していなかったが、男性と建設型応急住宅で共に生活していた。男性は、アルコール依存症の既往症もあり、無職で、年金はまだもらえていなかったため収入が少なかった。このため、支援金と、女性の年金により生活をしてきた。
- 2021 年 6 月下旬、男性の体調が悪いということで市保健師が訪問。当該保健師は、男性に対して病院受診を勧めたが、支援金も底をついていたこともあり、金銭面から受診を躊躇ったため、市の生活保護担当と市社協の生活困窮者支援担当と一緒に男性を訪問し、生活保護申請の手続きを行うとともに、食糧支援も行った。

(7) 被災者台帳やアセスメントシート等の活用したツール

<トリアージ基準>

- 支援対象者が多かったため、支援漏れがないようにチェック・管理する観点から、支え合いセンターで使用。C 及び D については一定の支援が必要とみなされるため、訪問頻度を高めるなどの対応をとった。

トリアージ基準									
判定	色	住宅再建状況	健康面	社会とのつながり	経済状況	備考	再建に要する期間(見込)	つなぎ先の例	訪問頻度
A	青	自力再建可能世帯 ・住まい確保済 ・応急仮設等を退去し、住まいの確保済。 ・加算支援金(建設購入・賃貸)受給済。	不安なし	ほぼ毎日外出したり、交流がある。	問題なし	入居状況を後日確認。	特に問題なし。	特に問題なし。 何かあれば相談窓口につながるような情報提供を行う。	必要に応じて訪問
B	緑	自力再建可能性大の世帯 契約の終了 ・建設購入の契約済。 ・中古物件の売買契約済。 ・民間賃貸住宅・公営住宅の同居契約済。 ・災害公営住宅の本入居申込済。 ・加算支援金(修繕)受給済。	不眠や不安あり。体力低下がみられ始めている。	月3~4回程度外出したり、だれかと交流がある。	今は心配ないが、就労収入減少時に心配	心身面については、介護や保険制度等については既に併存制度にて対応見込み。	平時の資源にて対応	高齢者：在宅介護支援センター・ケアマネジャー・ヘルパー等 障害者：相談支援事業所・ヘルパー等 経済面：経過観察 その他、保健センター等の関係機関を交えて情報共有し、不定期訪問等のフォロー体制の検討	半年に1回
C	黄	再建に向けて具体的な行動あり ・建設購入の見積取得。 ・賃貸物件の内見や不動産との相談。 ・公営住宅入居申込。 ・災害公営住宅への仮入居申込。	要介護状態	月1回程度外出したり、誰かと交流することがある。	収入はあるが、余力無 将来的に、キャッシュフローがマイナス要素大	場合によっては、早急な対応が必要なケース。制度上の狭間に陥りやすい世帯。 キャッシュフローがマイナスになる恐れのある世帯については、住宅再建後も見守りが必要。	約1~2年程度の支援期間継続支援で一定レベルまで運ずる見込みあり	高齢者：包括支援センター・在宅介護支援センター 障害者：社会福祉課(障がい福祉係)・相談支援事業所(生活困窮・貸付制度等) 経済面：社会福祉協議会(生計支援)など、弁護士・司法書士会等にも相談 地域のつながり支援として、民生児童委員やサロンのメンバーの活用も必要	2か月に1回
D	赤	自力再建が何らかの理由で困難な世帯 再建に向けて具体的な行動なし ・再建先は考えているが、物件探しや見積取得・公営住宅入居相談等の行動がみられない。 ・再建意向が固まっていない。 ・公共事業の工期や堤防立退きにより、自宅再建が困難。	在宅生活困難 体調等に課題が残る世帯。	孤立している。ほぼ外出しない	生活保護相当	緊急的な介入を要する世帯。 制度上の狭間にあるような世帯。他制度の連携を含めて対応し、新たなネットワーク・資源等を調整する必要があるケースなどを含む。	約2年以上の再建がかかる見込	高齢者：包括支援センター 障害者：社会福祉課(障がい福祉係) 経済面：社会福祉課(生活保護係)	2週間に1回
X	グレー	再建意向等が不明な世帯 未接触・拒否傾向があり未確認。				不明、未確認 (公費給付等で更地で所在確認困難世帯。民間賃貸入居者等で被災当時の住所に不在の場合等)		関係機関と情報共有し、情報継続訪問等で確認していくことも必要。	年に1回郵送にて状況確認

※「住宅再建状況」と「健康・日常生活面」ごとにトリアージ判定を行う。
※トリアージの基準で、種別で判定が異なる場合は、重たい方を優先する。

<フェイスシート>

- 個別訪問時に生活支援相談員が持参し、記入。個別訪問の担当者によって、ヒアリング内容にばらつきがないよう
 にするために活用。フェイスシートでの聞き取り内容は、経過により変化するが、都度、トリアージの更新を行った。

大洲市地域支え合いセンター フェイスシート No.2		整理番号		記入者		
		聞き取り日		更新日		
住まいの意向	<input type="checkbox"/> 元土地に新築 <input type="checkbox"/> 別土地に新築 <input type="checkbox"/> 新築建売の購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅の購入 <input type="checkbox"/> 元家の修繕 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅希望 <input type="checkbox"/> 民間賃貸 <input type="checkbox"/> 家族・親族と同居 <input type="checkbox"/> 福祉施設入居 <input type="checkbox"/> その他 ()					
進捗状況	<input type="checkbox"/> 再建完了 <input type="checkbox"/> 完了見込みと判断できる(契約終了) <input type="checkbox"/> 再建に向けて具体的な行動がある <input type="checkbox"/> 再建に向けて具体的な行動がない <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()					
健康面	<input type="checkbox"/> 不安なし <input type="checkbox"/> 不安あり (ありの場合)具体的に					
受診	<input type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 不定期受診 <input type="checkbox"/> 定期受診 (具体的に)					
家族・近隣との関わり	<input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不定期あり <input type="checkbox"/> 定期的あり (具体的に)					
家庭内状況	<input type="checkbox"/> 不和 <input type="checkbox"/> 口論・暴言 <input type="checkbox"/> 遠慮・萎縮 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い含む) <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他 ()					
日常生活面での支障	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり (ありの場合)具体的に					
その他						
センター判定	<input type="checkbox"/> つなぎに緊急を要する <input type="checkbox"/> センター内でつなぎ先を相談 <input type="checkbox"/> 再度状況の聞き取りが必要 <input type="checkbox"/> 見守り継続 <input type="checkbox"/> その他 ()					
トリアージ判定	住まいの再建	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D				総合
	健康・日常生活面	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D				
	フォロー要否	<input type="checkbox"/> フォロー不要 <input type="checkbox"/> フォロー必要 訪問目安 () 機関 ()				

<支援経過記録表>

○ 各支援対象者について、「支援終了」か「支援継続」かを確認・判断するために活用。

支援経過記録シート				
対象者名（世帯主名） ○○ ○○			地区名 ○○	
日時	相手先対応者	対応者	相談・対応内容	課題・特記事項
令和元年 ○月○日	妻	□□□□	○アポ取り訪問 住まいの再建に関する相談あり。 喜多地区の中古物件の購入を検討中。 不動産にて目当ての物件を見つけた。 築年数が古くて修繕が必要なため、購入・修繕費用にかかる金額が予算を超えてしまう。 資金繰りができるかどうか不安。 ※住宅金融支援機構及びその他金融機関へ融資の相談をするよう説明。複数相談し、比較できるようにすることを提案。	次回訪問時に、融資の相談の進捗状況を確認。 融資を受けられない場合、他の選択肢を検討しているのか？ 融資を受ける際のポイントを支援団体に相談する？
○月△日	妻	□□□□	○電話による聞取り 住宅金融支援機構に融資の相談中。 次回、○月○日頃に二度目の相談を行う予定。	

※支援経過記録シートは、トリアージ判定の結果、継続訪問が必要となった世帯のみ作成する。

※シートに記録する内容は、住まいの再建に関するものとする。

※作業効率向上のため、要点を絞って記録する（業務日報から引用して記録する）。

<A判定でない理由区分表兼支援対象世帯 課題項目例示表>

- 支援対象者の課題について、客観的に評価・判断するために活用。

A判定でない理由区分表 兼 支援対象世帯 課題項目例示表

2021.5

コード	理由	備考
1	加算支援金未申請（申請の意志あり）	
2	加算支援金未申請（申請の意志あるが不可能）	・ 申請したくても書類が揃わず申請できない
3	加算支援金未申請（申請の意志なし）	・ 申請できるけど申請の意思がない（含む修繕の意志なし、申請済との強い勘違い）
4	加算支援金未申請（申請の意志確認不能状態）	
4.1	加算支援金未申請から申請済み（課題あり）	・ （サブ①に入力あり）
4.2	加算支援金未申請から申請済み（課題特になし）	・ （サブ①は空白）
5	災害公営住宅入居待ち	
5.1	災害公営住宅入居後（課題あり）	・ （サブ①に入力あり）
5.2	災害公営住宅入居後（課題特になし）	・ （サブ①は空白）
6	家族関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚問題や親子不和などで、家族の関係がうまくいっていない。 ・ 家族とは疎遠で最近は連絡も取っていない。 ・ 環境が変わって、子供が不登校になっている。 ・ 子供や高齢者に虐待している者が家族の中にいる。 ・ 配偶者暴力や子供の家庭内暴力。 ・ 孤立・孤独を感じる。一人ぼっちで生きている。
7	経済面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活費が不足している。学費が支払えない。 ・ 税金・保険料などの免除は受けられないか。 ・ 安定した収入がない。借金がある。支払い滞納がある。 ・ 修繕などでお金を使い、今後の生計が不安。
8	居住関係 （新築検討中）	・ 含む職人不足で工事が遅れている。
9	居住関係 （修繕及びリフォーム中または検討中）	・ または、検討している（含む職人不足で工事が遅れている。）
10	居住関係 （建売住宅購入検討中または賃貸住宅への入居検討中）	
11	居住関係 （見通しが見えない・目標が見えない）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人が見つからない ・ ペットと一緒に住みたい 等
12	居住関係 （災害公営住宅への入居を考えているが未確定）	
13	居住関係 （その他）	・ 8～12いずれにも当てはまらない
14	就労関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社を退職し、失業中である。求職活動を行っている。 ・ 収入が減っている。 ・ 農業の申請手続きや、中小企業事業者の申請手続きが分からない。 ・ 仕事でのトラブルがあった。
15	介護・福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定の申請をしたい。介護保険サービスを利用したい。 ・ 認知症が進んできて、徘徊も時々ある。 ・ 介護に疲れている。 ・ 災害で障がいを負ってしまった。 ・ 引きこもりである。出かける場所はない。
16	健康・医療関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレス、うつ病。PTSD、フラッシュバック。 ・ 不安、不眠、倦怠感。 ・ やる気が起きない。無気力になっている。 ・ アルコール依存が進んでしまった。 ・ 身体面の病気がある。体調不良で通院中、入院中である。
17	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や行政からの案内など情報が届かない。 ・ 移動手段がない。 ・ 行政の対応に不満 ・ 人間関係のトラブル。お金のことや仮設からの退去など被災者同士の嫉妬。 ・ ゴミ屋敷が近くにある。
18	課題解消	・ 前回まで課題コード「6～17」の課題を抱えていた世帯が課題が解消し、課題がなくなった。

(8) 関連する写真



市内の被災状況（東大洲地区が浸水）
市総合福祉センターからの様子



支え合いセンターによる、個別訪問の様子



市内の被災状況（菅田地区が浸水）



支え合いセンターによる、お茶会の様子



市内の被災状況（肱川地区で、肱川が氾濫）



応急仮設住宅での、住民ボランティアグループによる被災者間の交流活動の様子